



総務省

無線局の免許状等のデジタル化等について

(概要)

令和 7 年 9 月
総務省総合通信基盤局

【 目 次 】

1. 背景及び概要等	・ ・ ・ 2
2. 免許記録等の作成等の通知及び閲覧の方法等	・ ・ ・ 3
3. 免許記録等及び免許事項証明書等に係る手続等	・ ・ ・ 4
4. 免許記録等の備付け・掲示の方法等	・ ・ ・ 6
5. 免許記録等の備付場所等の整理	・ ・ ・ 10
6. 登録検査等事業者の登録証の廃止	・ ・ ・ 11
7. 無線局の免許記録等の閲覧に係る通知事項（改正法附則関係）	・ ・ ・ 12
8. その他所要の規定の整理	・ ・ ・ 12
9. 無線局の免許等手続の申請等手数料の改正	・ ・ ・ 13
10. 今後の予定等	・ ・ ・ 17
〔用語集〕	・ ・ ・ 17

1. 背景及び概要等

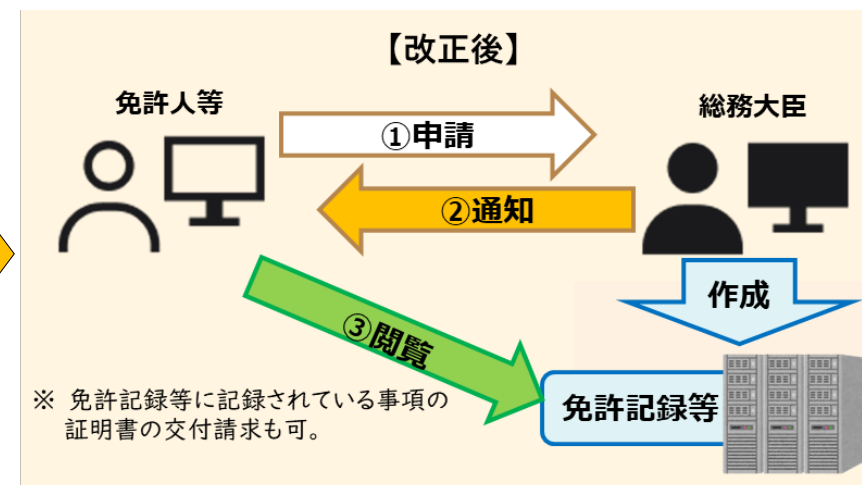
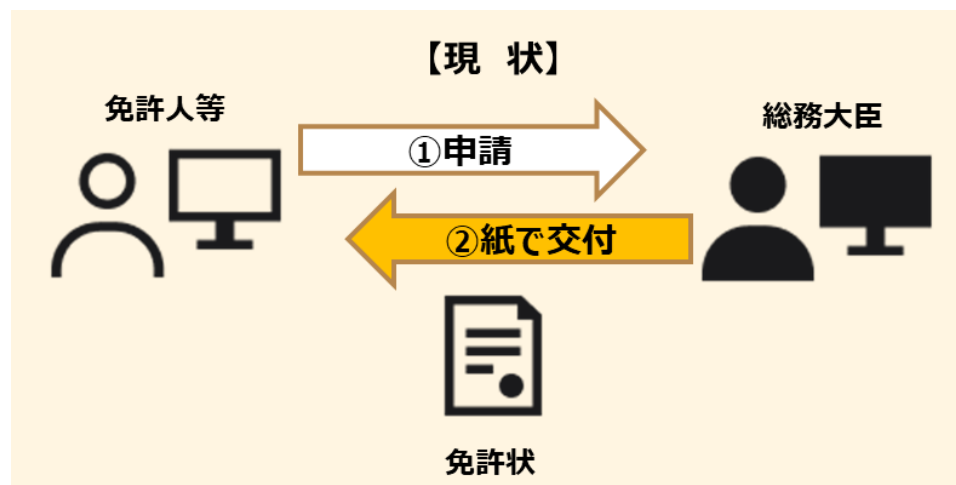
- 政府全体として「デジタルファースト原則」を推進しており、「電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号。以下「改正法」といいます。)」により、**無線局の免許状等※1のデジタル化等を実施**します。
- 無線局の「紙の免許状」等※1を廃止し、免許人等が免許記録等（免許等の内容）をインターネットで閲覧*できるようにします。また、免許事項証明書等※2（免許記録等に記録されている事項を証明した書面）の交付を請求できるようにします。あわせて、電子処分通知等※3を導入します。
* 免許記録等の写しをダウンロード・印刷できるようになります。
- 登録検査等事業者の登録証を廃止し、その登録事項をインターネットにより公表します。
- 無線局の免許等の申請処理業務を行う情報システム（総合無線局監理システム）の改修により、「総務省電波利用電子申請（<https://www.denpa.soumu.go.jp/>）」により免許記録等の閲覧ができるようになります。
- 完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進める**ことにより、**免許等の交付までの迅速化、利便性の向上等**が実現し、申請者・免許人等及び総務省の双方の**業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進**されます。

※1 免許状等：無線局の免許状、無線局の登録状、高周波利用設備の許可状

※2 免許事項証明書等：免許事項証明書、登録事項証明書、許可事項証明書

※3 処分通知等：無線局予備免許通知書、無線局変更許可通知書、無線局検査結果通知書等

【無線局の免許状等のデジタル化のイメージ】



2. 免許記録等の作成等の通知及び閲覧の方法等

（1）免許記録等の作成等に係る免許人等に対する通知

- 免許記録等の作成等に係る免許人等に対する通知は、次のとおりとします。（注）
 - 電子申請等による場合：「総務省電波利用電子申請」のマイページへの表示により行うこととします。
 - 書面申請等による場合：免許事項証明書等の交付により行うこととします。

（2）免許記録等の閲覧等の方法

- 免許記録等の閲覧、免許記録等の写しの作成、電子申請等及びその申請等に対する電子処分通知等の閲覧は、「総務省電波利用電子申請」を利用する方法により行うこととします。（注）

（3）免許記録等を閲覧する際の様式及び免許事項証明書等の様式

- 免許記録等を閲覧する際の様式及び免許事項証明書等の様式は、これまでの免許状等の様式と同様とします。

※いずれも表題は、これまでどおり「無線局免許状」等と表示されます。



【総務省電波利用電子申請】 (<https://www.denpa.soumu.go.jp/>)

（注）高周波利用設備の許可等に係る電子申請、許可記録の作成等の通知、電子処分通知等は「e-Gov」(<https://www.e-gov.go.jp/>)を、許可記録の閲覧やその写しの作成は「総務省電波利用電子申請」を利用します。

3. 免許記録等及び免許事項証明書等に係る手続等

（１）免許記録等の閲覧及び閲覧請求

- ・ 施行日以後は、免許等、再免許等、変更等の申請等を電子申請等により行うことにより、免許等や許可等を受けたときは、その免許記録等は閲覧に供されます。
- ・ 施行日より前に免許等や許可等を受けたもの、施行日以後に書面申請等により免許等や許可等を受けたもの等*は、免許記録等が閲覧に供されるには、電子申請等により免許記録等の閲覧請求をする必要があります。
*なお、免許記録等が閲覧に供されている状態であっても、免許記録等の内容が変更される変更申請等を書面申請等で行った場合は、その免許記録等が閲覧に供されなくなるため、再度、閲覧請求が必要となりますので御注意ください。
- ・ なお、免許記録等の閲覧請求に係る手数料は、無料です。

（２）免許事項証明書等の交付請求

- ・ 免許事項証明書等*の交付請求ができるようになります（電子申請等、書面申請等のいずれでも可能です。）。
*免許記録等に記録されている事項を証明した書面
- ・ 申請者・免許人等及び総務省の双方の業務の迅速化及び効率化の観点、迅速に申請者・免許人等が無線局を開設・運用できるようにする観点から、免許、再免許、免許記録の変更等が伴う申請等を書面申請等により行う場合は、併せて免許事項証明書等の交付を請求するものとします。また、電子申請等による場合は、免許後や許可後等に、必要であれば、別に免許事項証明書等の交付を請求するものとします。
- ・ なお、免許事項証明書等の交付請求に係る手数料は、電波法第103条第1項の規定に基づき、電波法関係手数料令に規定する手数料の納付が必要です。

（３）免許事項証明書等及び書面の処分通知等の送付に要する費用

- ・ 免許事項証明書等や書面の処分通知等の送付を希望するときは、その送付に要する費用を郵便切手又は証票により納めなければならないこととします。

（４）免許記録等の写し及び免許事項証明書等の扱い

- ・ 免許等がその効力を失ったとき又は免許記録等が変更されたときは、その免許記録等の写し又は免許事項証明書等を、破棄するか又は効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならないこととします。

（５）免許申請等を電子申請等により行う場合の検査関係手続の電子申請等の原則化

- ・ 無線局の免許に係る申請等を電子申請等により行う場合は、検査関係手続等、申請等から処分までの手続を電子申請等により行うとともに、処分通知等を電子交付等により受けることを原則とします。

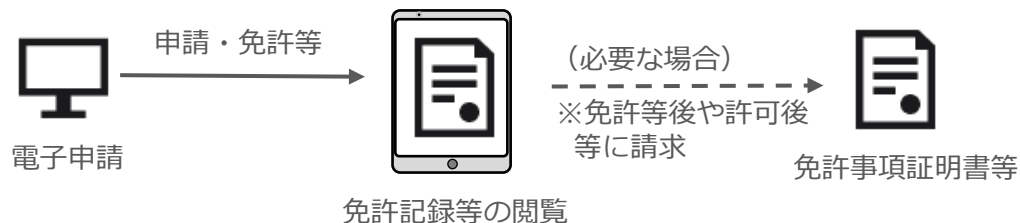
【電子申請・書面申請から免許等までの流れ・イメージ】

* 免許記録等の写しをダウンロード・印刷できるようになります。

- 電子申請の場合：免許等や許可等を受けた場合、免許記録等をインターネット閲覧*できます*。書面による免許記録等の備付け・掲示は、免許記録等の写しの印刷での対応が基本となりますが、免許事項証明書等が必要な場合は交付請求が必要となります。
※書面による委任状の場合は閲覧に供されません。免許事項証明書等の請求又は電子委任による免許記録等の閲覧請求が必要です。
- 書面申請の場合：免許申請等と免許事項証明書等の請求を併せて行います。免許記録等のインターネット閲覧を行いたい場合は、電子申請等により免許記録等の閲覧請求が必要となります。

【免許申請等のイメージ】

● 電子申請・インターネット閲覧【完全デジタル化】

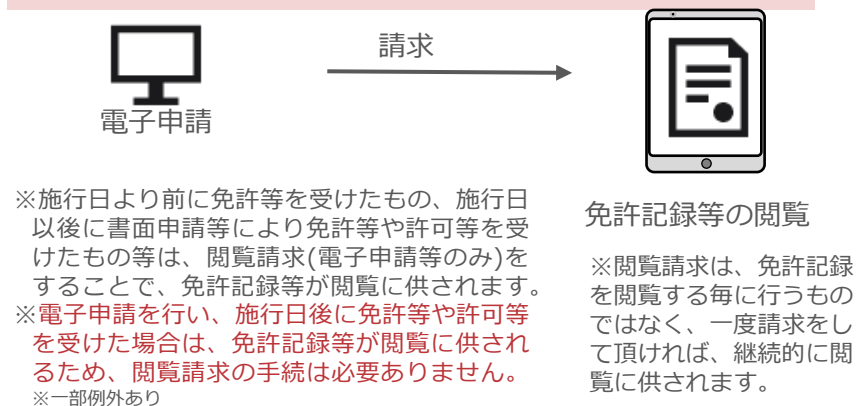


● 書面申請

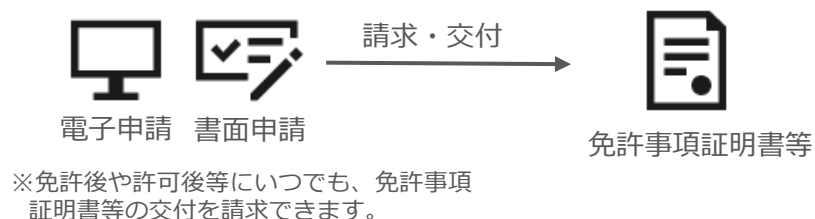


【請求手続きのイメージ】

● 免許記録等の閲覧請求



● 免許事項証明書等の交付請求



4. 免許記録等の備付け・掲示の方法等

（1）免許記録等の備付け・掲示の方法

- 無線局を運用する場合は、電波法第52条から第55条までの規定等により免許記録及び登録記録に記録されているところによらなければならないこと、免許等を受けていることを第三者に示す必要があること等から、電波法第60条の規定により免許記録等を備付け・掲示する必要があります。
高周波利用設備の許可記録についても同様に備付けが必要です。
- 備付け・掲示は、以下のいずれでも対応可能とします。**運用時、点検・検査時等に確認、提示等することができます。**

①免許記録等(※1)の閲覧

※②③④は、免許記録等と同じ内容のものでなければなりません。

②電磁的記録による免許記録等の写し(※2)

③書面による免許記録等の写し(※2)

④免許事項証明書等(※3)

※1 免許記録、登録記録、許可記録をいいます。

※2 総務省電波利用電子申請からダウンロードまたは印刷したものとします（「写し」の透かしが入ります。）。

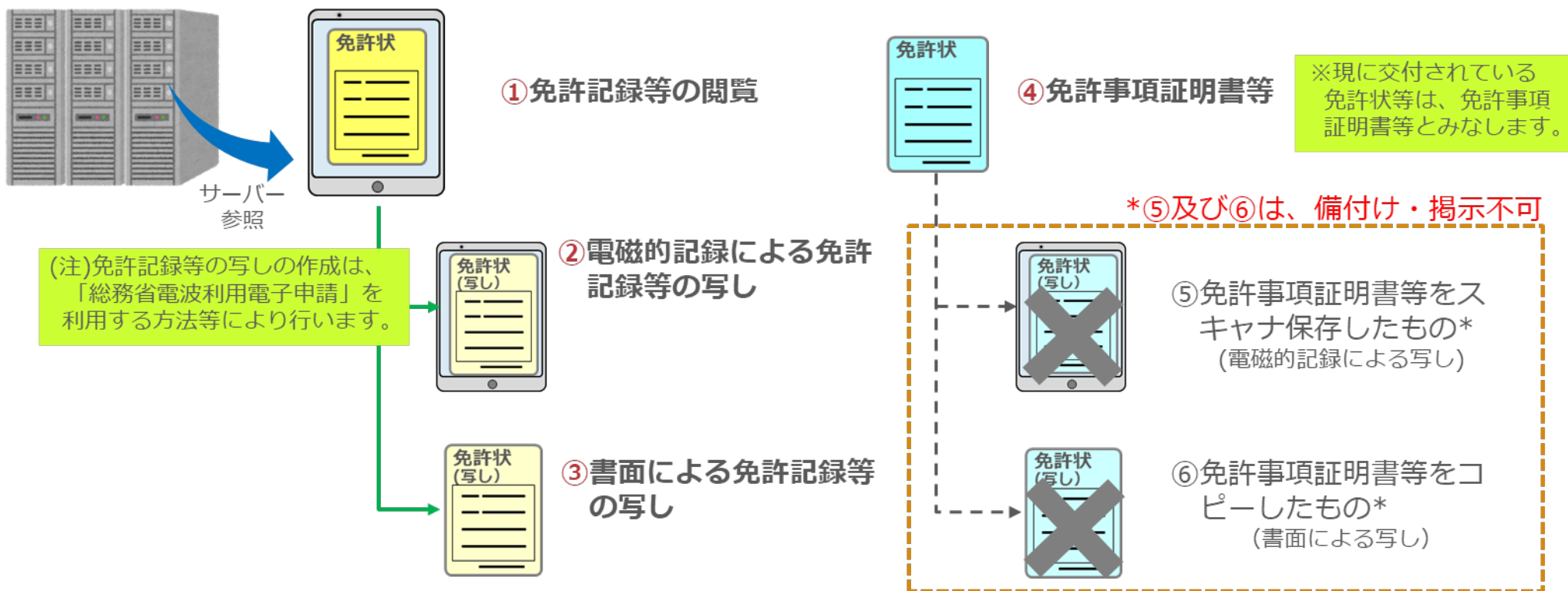
※3 総務省が交付する、免許事項証明書、登録事項証明書又は許可事項証明書をいいます。写しは対応不可です。

- 経過措置として、現在交付されている免許状等は、施行日以後、当該免許状等に係る無線局の免許記録等に記録されている事項と当該免許状等に記載されている事項が変わらない限りにおいて、当該免許記録等に係る免許事項証明書等と見なすこととしています。
- このため、**既に交付されている免許状や登録状を、そのまま備付け・掲示することができるため、免許記録等の閲覧請求や免許事項証明書等の交付請求は不要**です。
- 書面の免許状等のスキャナ保存は廃止※します。

※経過措置として、施行日より前にスキャンした写しを備え付けている無線局等は、施行日から5年は対応可能とします。

【免許記録等の備付け・掲示の方法・イメージ図】

- 免許記録等の備付け・掲示は、下記の ①、②、③ 又は④により対応できます。①、②又は③により対応できるようになることから、④免許事項証明書等は、必要な方のみが請求する書類となります。
- 免許記録等を無線局等に備付け・掲示しなければ、無線局等の運用はできません。備付け・掲示について、電子計算機その他の機器を、都度、無線局等の設置場所等に持ち込むこと等による対応はできません。
- インターネット回線、総務省電波利用電子申請、免許人等の電子計算機その他の機器の障害等に対応するため、総務省電波利用電子申請により免許記録等の写しをダウンロード又は印刷しておくことを推奨しています。



（２）免許記録等の「備付け」の条件

① 免許記録等の閲覧

- ・免許記録等を、映像面*に必要な応じて直ちに表示させなければなりません。*電子計算機その他の機器の映像面。以下同じ。
- ・映像面は、免許記録等の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録等に係る免許事項証明書等の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものでなければなりません。

〔表示に関する補足〕

- ・解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどがないよう、見やすく表示してください。
- ・免許記録等が、下の表「②免許記録等の全体の表示」の大きさとなるように映像面に表示してください（この大きさの免許記録等が、映像面からはみ出してはいけません。）。
- ・また、下の表「④拡大表示」の大きさまで拡大表示できなければなりません（拡大の際は、映像面をはみ出しては構いません。）。

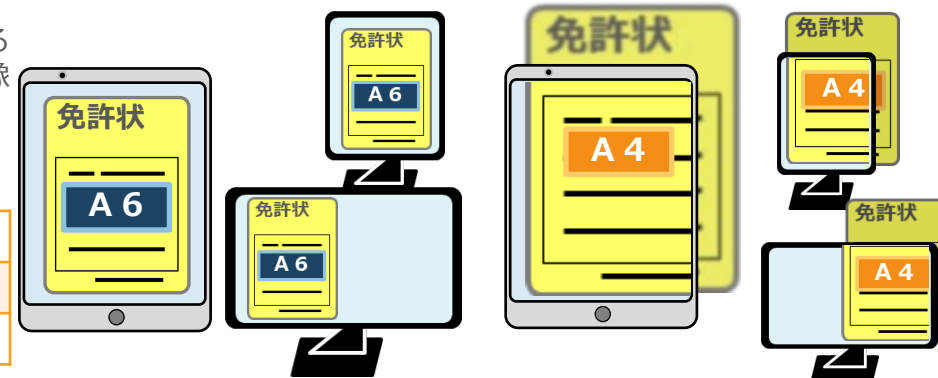
	②免許記録等の全体の表示	④拡大表示
アマチュア局以外	A6サイズ*以上	A4サイズ*
アマチュア局**	A7サイズ以上(カードサイズ***以上可)	A5サイズ*

*数%程度の拡大・縮小は問題ありません。

**人工衛星等のアマチュア局及び外国人等が開設するアマチュア局を除きます。

***無線従事者免許証、マイナンバーカード、キャッシュカード等の大きさです（ISO/IEC 7810 ID-1）。このサイズより小さいものは不可です。

（例）アマチュア局以外の場合



免許記録等をA6サイズの大き
きで全体表示できること

A4サイズの大きさまで
拡大表示できること

- ・免許記録等を表示する電子計算機その他の機器は、無線局に備え付けなければなりません。

② 電磁的記録による免許記録等の写し

- ・①と同じです。「総務省電波利用電子申請」からダウンロードしたものに限りです。

③ 書面（紙）による免許記録等の写し

- ・見やすく印刷、表示するもの※¹とし、A4サイズの紙にA4サイズ※²で印刷して、無線局に備え付けてください。アマチュア局はA5サイズ※²となります。「総務省電波利用電子申請」から印刷したものに限りです。

④ 免許事項証明書等

- ・そのまま無線局に備え付けてください。

※¹ 解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどがないようにしてください。

※² 免許事項証明書等の様式と同等程度の大きさ。印刷の際、プリンターの設定等による数%程度の拡大縮小は問題ありません。

（３）免許記録の「掲示」の条件

- 免許記録の掲示が必要な無線局は、船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局です。
- 一般的に、**掲示は、③書面（紙）による免許記録の写し又は④免許事項証明書での対応**となります。（①及び②は、常に表示が必要となるため。）。

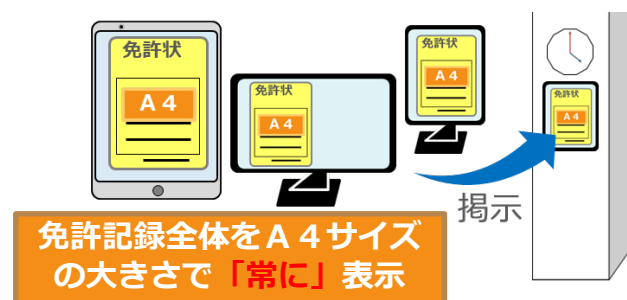
① 免許記録の閲覧

- ・ 免許記録を、映像面*に常に表示させなければなりません。 * 電子計算機その他の機器の映像面。以下同じ。
- ・ 映像面は、免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものでなければなりません。

〔表示に関する補足〕

- ・ 解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易にできないことなどが無いよう、見やすく表示してください。
- ・ 免許記録をA4サイズ*の大きさとなるように映像面に表示してください（免許記録が映像面からはみ出してはいけません。）。

* 数%程度の拡大・縮小は問題ありません。



- ・ 免許記録を表示する電子計算機その他の機器は、主たる送信装置のある場所に備え付け、その見やすい箇所に掲示してください。

② 電磁的記録による免許記録の写し

- ・ ①と同じです。「総務省電波利用電子申請」からダウンロードしたものに限りします。

③ 書面（紙）による免許記録の写し

- ・ 見やすく印刷、表示するもの※¹とし、A4サイズの紙にA4サイズ※²で印刷して、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲示してください。「総務省電波利用電子申請」から印刷したものに限りします。

※¹ 解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどが無いようにしてください。

※² 免許事項証明書等の様式と同等程度の大きさ。印刷の際、プリンターの設定等による数%程度の拡大縮小は問題ありません。

④ 免許事項証明書

- ・ そのまま主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲示してください。

5. 免許記録等の備付場所等の整理

（1）陸上移動局及び移動するアマチュア局等※

※遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中にのみ運用を行うもの、又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、移動する簡易無線局、移動する気象援助局

- ・ 次に掲げるいずれかの場所に、免許記録を備え付けることができることとします（常置場所以外の場所を追加）。
 - ①送信装置のある場所（当該送信装置を用いて当該無線局を運用し、又は運用しようとするときに限ります。）
 - ②無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（V S A T制御地球局）の無線設備の設置場所とします。）
- ・ 個人が開設する移動するアマチュア局は、上記①②のほか、次に掲げる方法*により備付けとすることができることとします。

*①免許記録を免許人が携帯する電子計算機等に表示させる方法、②電磁的記録による免許記録の写しを免許人が携帯する電子計算機等に表示させる方法、③書面による免許記録の写しを携帯する方法、④免許事項証明書を免許人が携帯する方法。

※表示については、4(2)免許記録等の「備付け」の条件参照。

（2）登録局、宇宙局及び無人方式の無線設備の無線局等（改正前の規定からの実質的な変更はありません。）

- ・ 以下の無線局について、免許記録等、無線業務日誌及び第38条に規定する書類の備付け場所の特例について、施行規則（第38条の3第1項）に規定します（これまでは同条同項に規定する告示において規定。）。
 - ①登録局に係るもの 登録人の住所
 - ②宇宙局に係るもの 無線従事者の常駐する場所のうち主たるもの
 - ③無人方式の無線設備の無線局（移動するものを除く。）に係るもの 無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所

（3）移動する高周波利用設備

- ・ 備付場所について、常置場所以外に「高周波利用設備のある場所」を追加します。

6. 登録検査等事業者の登録証の廃止

（１）登録証の廃止の経緯

- ・ 従来、登録検査等事業者には、登録証を事業所の見やすい場所に掲示する義務がありました。これは、無線局の免許人が容易に、事業者が正当な登録を受けた者であることを確認し得る状況としておく必要があったためです。
- ・ 一方、インターネットの普及により、掲示義務の目的をインターネットの利用で実質的に代替できるようになりました。
- ・ そのため、この度、総務大臣が登録情報の一部をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした上で（改正電波法第24条の4）、登録証の交付及び登録証の掲示義務を廃止することとしました。

（２）検査等事業者の登録情報の確認について

- ・ 登録検査等事業者の登録情報については、電波利用ポータルにおいて公表しておりますので、下記をご覧ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/proc/check/index.htm>

（「10 登録検査等事業者等の登録証記載項目の公表」をご覧ください。）

- ・ また、令和7年10月1日以降に新規登録、登録更新、登録変更の申請を行う方は、手続終了後、「登録検査等事業者登録通知書」により手続完了を確認することができます。（電子申請の場合は、総務省電波利用電子申請にてご覧いただけます。紙申請の場合は、通知書を書面発行いたします。）

（３）発行済みの紙の登録証について

- ・ 制度改正時に現に発行されている紙の登録証については、改正後に登録事項の変更がある場合も含め、総合通信局への返納は要しません。

7. 無線局の免許記録等の閲覧に係る通知事項（改正法附則第3条第3項・第4条第3項関係）

- 免許人等が免許記録及び登録記録を閲覧することができるようにするため、免許人等に通知する事項を省令に定めます。
 - 免許記録等を閲覧することができるウェブサイトの名称及びそのアドレス（総務省電波利用電子申請）
 - その他免許記録等を閲覧するために必要な事項

8. その他所要の規定の整理

（1）無線業務日誌等の電磁的記録の書面への印刷

- 以下の書類を電磁的方法により記録した場合の書面への印刷を不要とします（電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することは、必要。）。
 - ①施行規則第38条の4の規定に基づき作成する遭難自動通報設備の機能試験の実施の日及び試験結果の記録
 - ②施行規則第40条第1項から第3項までの規定に基づき記載する無線業務日誌（音声記録を除く。音声記録は再生することが必要。）
 - ③高周波利用設備の製造業者等が型式確認を行うために作成した資料（保管資料）

（2）免許状等のスキャナ保存の制度廃止に伴う経過措置

- 施行日より前に免許状等をスキャナ保存して無線局等に備え付けている場合に限り、省令の施行の日から5年を経過する日までの間は、スキャナ保存した免許状等の備付けについて、従前のおりとすることができることとします。

（3）免許事項証明書等に係る経過措置

- 施行日以後、既に交付されている免許状等は、免許事項証明書等とみなします。このため、既に交付されている免許状等により、そのまま備付け・掲示をすることができます（免許記録等の閲覧請求や免許事項証明書等の請求は不要です。）。※現在交付されている免許状等は、施行日以後、当該免許状等に係る無線局の免許記録等に記録されている事項と当該免許状等に記載されている事項が変わらない限りにおいて、当該免許記録等に係る免許事項証明書等と見なすこととしています。
- 改正法の施行の際、現にされている無線局の免許等に係る申請等については、免許・許可等により免許記録等を作成又は変更したときは、免許事項証明書等を交付します。

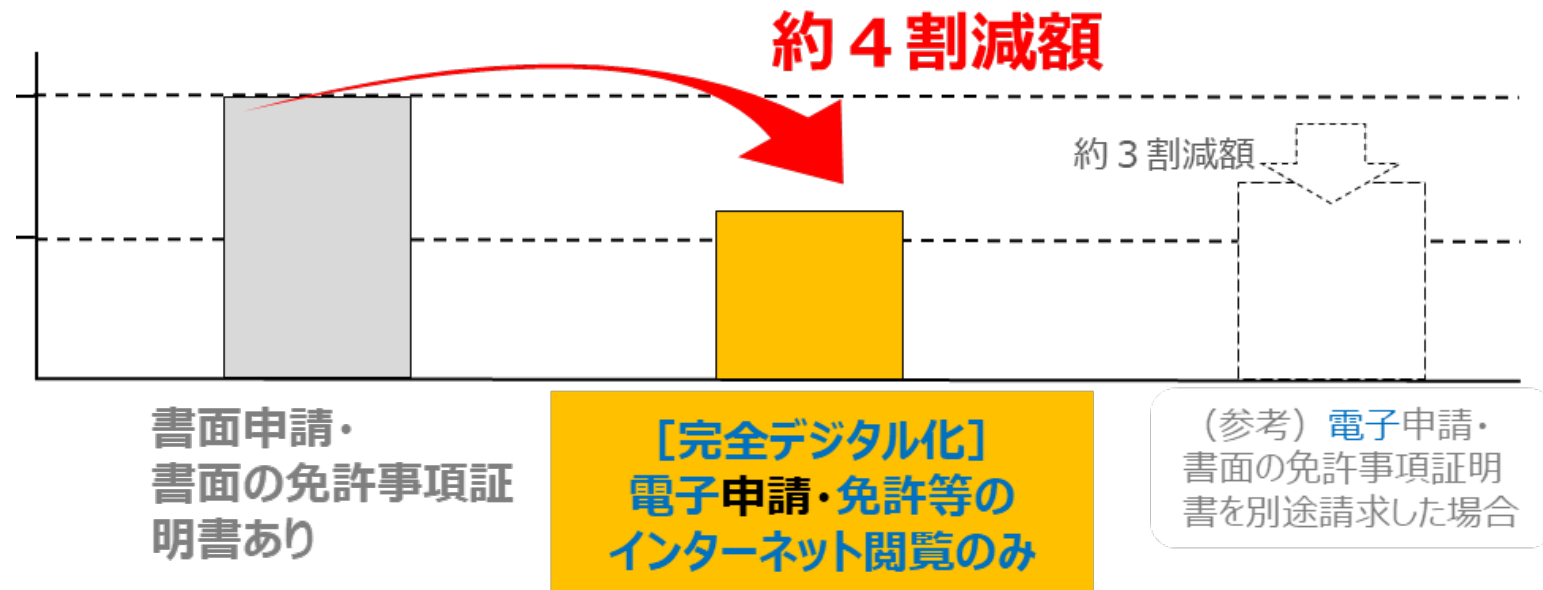
（4）その他

- その他、所要の規定の整備をします。

9. 無線局の免許等手続の申請等手数料の改正

- 免許等の手続を完全デジタル化する場合等の申請手数料等を新たに定めます。（申請を紙で行い、紙の免許証明書等の交付を行う場合に比べて、平均約4割減額。）
- 無線従事者の免許の電子申請について、手数料を定めます。
※無線従事者免許証の電子化については、検討中です。
- 無線局の免許状等のデジタル化に併せて、令和7年10月1日から改正されます。
※新手数料は、電波利用ポータル（<https://www.tele.soumu.go.jp/>）を御確認ください。

【手数料額の削減のイメージ図】



※新たに定める「完全デジタル化の手数料額」は、現行の電子申請の手数料額と比べて最も安くなります。

無線局の免許状等のデジタル化等について（概要）

		書面申請				電子申請		
無線局の種類	基本送信機の規模	(参考)現行	改正後			(参考)現行	改正後	
		①	②	③	④	⑤	⑥	参考
		(免許状・有)	(証明書・有)			(免許状・有)	完全デジタル化の手数料 (インターネット閲覧)	
			②=③+④	(手数料令に規定する額)	(免許事項証明書等交付請求手数料)		(手数料令に規定する額)	
1 船舶局（総トン数500トン未満の漁船の船舶局を除く）および航空機局	10ワット以下のもの	7,100	7,380	6,900	1枚あたり + 480円	4,900	4,400	※免許事項証明書等が必要な場合、別途請求が必要。 (1枚あたり+ 440円)
	10ワットを超え50ワット以下のもの	10,000	10,280	9,800		7,200	6,800	
	50ワットを超え500ワット以下のもの	15,900	16,280	15,800		11,500	9,700	
	500ワットを超えるもの	33,100	33,480	33,000		24,000	20,100	
	再免許	3,350	3,680	3,200		2,400	2,150	
2 総トン数500トン未満の漁船の船舶局	10ワット以下のもの	4,600	4,830	4,350		2,950	2,500	
	10ワットを超え50ワット以下のもの	6,700	6,980	6,500		4,850	4,150	
	50ワットを超えるもの	10,500	10,880	10,400		7,500	6,500	
	再免許	2,100	2,380	1,900		1,350	1,250	
3 船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備またはレーダーのみのものおよび航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	-	4,600	4,830	4,350		3,300	2,800	
	再免許	2,100	2,380	1,900		1,350	1,250	
4 放送局（テレビジョン放送局および多重放送をする無線局を除く）	0.1ワット以下のもの	9,700	9,580	9,100		7,500	6,400	
	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	39,100	39,480	39,000		28,400	27,500	
	3ワットを超え10ワット以下のもの	54,300	54,680	54,200		39,000	37,800	
	10ワットを超え100ワット以下のもの	96,400	96,580	96,100		68,900	67,800	
	100ワットを超え1キロワット以下のもの	122,700	118,680	118,200		95,000	88,500	
	1キロワットを超えるもの	154,200	151,080	150,600		117,200	111,100	
	再免許	5,200	5,380	4,900		3,700	3,050	
5 テレビジョン放送局	0.1ワット以下のもの	11,300	11,480	11,000		8,600	8,300	
	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	46,200	45,680	45,200		33,600	31,600	
	3ワットを超え10ワット以下のもの	76,800	73,280	72,800		55,700	51,100	
	10ワットを超え100ワット以下のもの	130,800	127,680	127,200		94,200	89,900	
	100ワットを超え1キロワット以下のもの	152,400	151,780	151,300		108,900	106,400	
	1キロワットを超えるもの	167,800	167,980	167,500		119,600	117,500	
	再免許	6,000	6,180	5,700		4,300	3,700	
6 多重放送をする無線局	-	9,300	9,680	9,200		6,200	5,500	
	再免許	3,550	3,530	3,050		2,350	1,950	

無線局の免許状等のデジタル化等について（概要）

15

		書面申請				電子申請		
無線局の種類	基本送信機の規模	(参考) 現行	改正後			(参考) 現行	改正後	
		①	②	③	④	⑤	⑥	参考
		(免許状・有)	(証明書・有)			(免許状・有)	完全デジタル化の手数料 (インターネット閲覧)	
			② = ③ + ④	(手数料令に規定する額)	(免許事項証明書等交付請求手数料)		(手数料令に規定する額)	
7	実験等無線局（放送局を除く）	50ワット以下のもの	6,700	7,080	6,600	4,500	3,750	
	50ワットを超え500ワット以下のもの	12,400	12,780	12,300		8,300	7,600	
	500ワットを超えるもの	25,000	25,380	24,900		17,300	16,600	
	再免許	4,750	4,030	3,550		3,500	2,250	
8	アマチュア無線局	50ワット以下のもの	4,300	4,530	4,050	2,900	2,750	
	50ワットを超えるもの	8,100	8,480	8,000		5,500	5,400	
	再免許	3,050	3,330	2,850		1,950	1,700	
9	その他の無線局	1ワット以下のもの	3,550	3,930	3,450	2,550	2,100	
	1ワットを超え5ワット以下のもの	4,250	4,180	3,700		3,050	2,350	
	5ワットを超え10ワット以下のもの	6,700	6,680	6,200		4,500	3,750	
	10ワットを超え50ワット以下のもの	14,600	14,980	14,500		10,400	9,200	
	50ワットを超え500ワット以下のもの	25,500	25,880	25,400		17,000	16,400	
	500ワットを超えるもの	30,200	30,580	30,100		19,300	18,800	
	（再免許）1ワット以下のもの	1,950	1,880	1,400		1,500	1,050	
	（再免許）1ワットを超え5ワット以下のもの	3,350	3,180	2,700		2,400	1,650	
	（再免許）5ワットを超え10ワット以下のもの	4,950	4,680	4,200		3,250	2,400	
	（再免許）10ワットを超え50ワット以下のもの	6,700	5,980	5,500		4,500	3,350	
	（再免許）50ワットを超え500ワット以下のもの	9,700	8,880	8,400		6,500	5,000	
	（再免許）500ワットを超えるもの	12,700	11,680	11,200		8,700	7,000	
10	特定基地局（携帯）	1ワット以下のもの	2,900	3,330	2,850	2,000	1,800	
	1ワットを超え5ワット以下のもの	3,550	3,930	3,450		2,450	2,300	
	5ワットを超え10ワット以下のもの	5,400	5,780	5,300		3,500	3,350	
	10ワットを超え50ワット以下のもの	9,800	8,680	8,200		7,100	5,700	
	50ワットを超えるもの	16,500	15,280	14,800		11,900	10,600	

1枚あたり
+ 480円

※免許事項証明書等が必要な場合、別途請求が必要。
(1枚あたり + 440円)

※新手数料については、電波利用ポータル（<https://www.tele.soumu.go.jp/>）も御確認ください。

無線局の免許状等のデジタル化等について（概要）

16

		書面申請				電子申請					
無線局の種類		基本送信機の規模		(参考) 現行	改正後		(参考) 現行	改正後			
				①	②	③	④	⑤	⑥	参考	
				(免許状・有)	(証明書・有)			(免許状・有)	完全デジタル化の手数料 (インターネット閲覧)		
					②＝③＋④	(手数料令に規定する額)	(免許事項証明書等交付請求手数料)		(手数料令に規定する額)		
11	特定基地局（放送）	0.1ワット以下のもの		7,700	6,580	6,100	1枚あたり ＋480円	6,800	4,500	※免許事項証明書等が必要な場合、別途請求が必要。 (1枚あたり＋440円)	
		0.1ワットを超え3ワット以下のもの		20,800	19,680	19,200		16,600	13,800		
		3ワットを超え10ワット以下のもの		27,900	26,680	26,200		21,800	18,600		
		10ワットを超え100ワット以下のもの		48,300	46,080	45,600		37,000	32,200		
		100ワットを超え1キロワット以下のもの		66,700	65,780	65,300		55,200	51,200		
		1キロワットを超えるもの		81,200	80,080	79,600		65,500	60,900		
12	特定無線局（包括免許）	-		10,200	10,280	9,800		7,300	6,800		
	再免許			4,800	4,930	4,450		3,350	2,950		
13	個別登録	-		2,300	2,730	2,250		1,700	1,500		
	再登録			1,450	1,730	1,250		1,050	700		
14	包括登録			2,900	3,330	2,850		2,150	1,950		
	再登録			1,850	2,130	1,650		1,400	1,050		
		書面申請				電子申請					
				(参考) 現行	改正後			(参考) 現行	改正後		
15	落成後の検査（書類検査）	-		2,550	2,550			-	2,450	2,450	-
	変更検査（書類検査）	-		2,550	2,550			-	2,450	2,450	-
	定期検査（書類検査）	-		2,550	2,550			-	2,450	2,450	-
	定期検査（電波の質等に係る書類検査）	-		2,300	2,300			-	2,150	2,150	-
16	検査等事業者の登録更新	-		13,400	12,000			-	13,300	11,000	-
17	免許事項証明書交付請求 （参考）現行：免許状の再交付	-		1,300	480			-	1,150	440	-
18	登録事項証明書交付請求 （参考）現行：登録状の再交付	-		1,250	480			-	1,150	440	-
19	無線従事者の免許申請			1,750	2,050			-		1,750	-
20	無線従事者の免許証の再交付			2,200	2,500			-		2,250	-
21	開設計画の認定手数料（携帯）			137,100	135,600			-	136,800	135,600	-
22	開設計画の認定手数料（放送）			174,100	173,500			-	173,900	173,500	-
23	登録証の再交付（廃止）			1,400	-	-	-	-	1,250	-	-

10. 今後の予定等

- **施行は、令和7年10月1日を予定しています。**
- 免許記録及び登録記録の閲覧請求は、令和7年9月1日から手続ができるようにします。ただし、免許記録及び登録記録が閲覧に供されるのは、施行日以降となります。なお、**既に交付されている免許状や登録状は、施行日以降もそのまま備付け・掲示することができるため、特段の手続（免許記録等の閲覧請求や免許事項証明書等の交付請求）を行っていただく必要はありません。**
 - ※現在交付されている免許状等は、施行日以後、当該免許状等に係る無線局の免許記録等に記録されている事項と当該免許状等に記載されている事項が変わらない限りにおいて、当該免許記録等に係る免許事項証明書等と見なすこととしています。
- 無線局の免許等の手続等の手数料が令和7年10月1日から改正されますので、申請等の際は御注意ください。
 - ※新手料金は、電波利用ポータル（<https://www.tele.soumu.go.jp/>）「申請書等のダウンロード」のページを御確認ください。

〔用語集〕

免許記録等 （電子免許状等）	免許等に係る事項を記録した電磁的記録です。（デジタル化した免許状等です。） 免許記録、登録記録および許可記録をいいます。免許記録は「（無線局）免許状」、登録記録は「（無線局）登録状」、許可記録は「（高周波利用設備）許可状」のように、総務省電波利用電子申請において表示されます。
免許事項証明書等	電子免許状等（免許記録等）に記録されている事項を証明した書面（紙）です。 免許事項証明書、登録事項証明書および許可事項証明書をいいます。様式は、これまでの免許状と同じものとなります。（なお、登録検査等事業者等の登録では、登録情報がインターネットにより公表されるため証明書はありません。処分通知書等である「登録検査等事業者登録通知書」が閲覧できます。）
電子処分通知等	処分の通知その他の法令の規定に基づき総務省が行う通知を記録した電磁的記録です。 無線局予備免許通知書、無線局変更許可通知書、無線局検査結果通知書 等をいいます。電子処分通知等は、「処分書」「○○通知書」等のように、総務省電波利用電子申請において表示されています。
免許記録等の 閲覧請求	施行日より前に免許等を受けたもの、書面申請等により免許等や許可等を受けたもの等について、免許記録等が閲覧に供されるために必要となる手続です。 （既に交付されている免許状等による対応は「免許事項証明書等の交付請求」をご覧ください。）（閲覧請求は、免許記録を閲覧する毎に行うものではなく、一度請求をして頂ければ、継続的に閲覧に供されます。） 電子申請等を行い、施行日後に免許等や許可等を受けた場合は、免許記録等が閲覧に供されるため、閲覧請求の手続は必要ありません。（従来の無線局免許状等の記載内容が閲覧に供されるものですので、無線局事項書や工事設計書の閲覧をすることはできません。）
免許事項証明書等の 交付請求	免許事項証明書等を請求する手続です。 書面申請でも電子申請でも行えます。（既に交付されている免許状等は、施行日以後、免許事項証明書等とみなされますので、手続（閲覧請求・交付請求）を行わなくても従前どおり無線局を運用できます（免許記録等との変更がない場合）。）